

一 制定・改廃の概要 一

条例・規則名 東京都環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 平成 24 年 4 月 2 日・東京都規則第 101 号

1 概要

(1) 改正理由

都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令（平成 24 年政令第 11 号）の施行に伴い、都市再生緊急整備特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域のうち、「東京駅有楽町駅周辺地域」、「環状二号線新橋周辺・赤坂・六本木地域」及び「東京臨海地域」が廃止され、「東京都心・臨海地域」及び「品川駅・田町駅周辺地域」が指定されたことから、東京都環境影響評価条例施行規則（昭和 56 年東京都規則第 134 号。以下「規則」という。）第 51 条第 2 号で定める特定の地域（規則別表第 6）を改正する。

(2) 改正内容

ア 規則別表第 6 三の項に、次の地域を加える。

港南一丁目、港南二丁目、芝四丁目、芝五丁目、芝浦一丁目、芝浦三丁目、高輪二丁目、高輪三丁目、高輪四丁目、三田三丁目及び三田四丁目

イ 規則別表第 6 九の項に、次の地域を加える。

北品川一丁目

2 施行日

公布の日（平成 24 年 4 月 2 日）

3 問合せ先

環境局都市地球環境部環境都市づくり課調整係

直通 03-5388-3440

内線 42-761